

平成27年4月から65歳以上の方の 保険料が変わります

南部町では、第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）を策定し、平成27年度から平成29年度までの65歳以上の方の介護保険料を改定いたしました。

介護保険事業計画では、65歳以上の人口、要介護認定率等から今後の介護保険サービスの利用量を推計し、町で必要な介護保険サービスの総費用を算出します。算出された必要な介護保険サービスの総費用を基に介護保険料の「基準額」を決定します。介護保険料は、「基準額」を中心に所得に応じて設定されます。第6期は、第5期の6段階から9段階へ改定され、本町の平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険料基準額（月額）は、5,800円となります。

介護保険サービスの利用量の増加に伴いサービス給付費や地域支援事業費等の費用額が年々上昇傾向となっています。

私たちの暮らしを支える介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して生活が出来るようにお互いに支え合っていく制度です。65歳以上の方が納める保険料は、制度運営に欠かせない大切な財源です。制度の健全な運営のために皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

南部町の介護保険サービス給付費総額の推移

第4期 (21～23年度)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	803,583千円	834,063千円	852,706千円
第5期 (24～26年度)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	934,153千円	1,025,982千円	1,060,689千円 (見込額)
第6期 (27～29年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	1,062,933千円 (見込額)	1,079,171千円 (見込額)	1,071,486千円 (見込額)

基準額の決まり方

南部町で必要な介護保険サービスの総費用

×

65歳以上の方の負担分22%

÷

南部町に住む65歳以上の方の人数

=

南部町の基準額

南部町の平成27年度～29年度の保険料の 基準額5,800円(月額)

所得段階	対 象 に な る 方	月 額	年 額
第1段階	生活保護受給者及び、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金等合計所得金額が80万円以下の方	2,610	31,320 (基準額×0.45×12)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	4,350	52,200 (基準額×0.75×12)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で第2段階に該当しない方	4,350	52,200 (基準額×0.75×12)
第4段階	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円以下の方	5,220	62,640 (基準額×0.9×12)
第5段階	本人非課税、世帯の誰かが課税で、(課税公的年金等収入額+合計所得金額)が80万円を超える方	5,800	69,600 (基準額×12)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	6,960	83,520 (基準額×1.2×12)
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	7,540	90,480 (基準額×1.3×12)
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	8,700	104,400 (基準額×1.5×12)
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	9,860	118,320 (基準額×1.7×12)

お問合せ 福祉保健課 介護保険係 ☎ 6 4 - 4 8 3 6 (直通)